

# 自治基本条例について

## 1 自治基本条例って何？

この条例は、住民自治を進める際の理念や考え方とともに、住民、村長、議員、職員の4者がそれぞれの責務を果たして協力していくための役割分担のあり方を「村政運営の基本原則」として定めています。「私たちのむらがどのような考え方や制度・原則で運営しているのか」をみんなで共有できるよう、基本的な制度や原則を総合的・体系的に整備した最高位の条例であることから、むらの最高規範として位置付けられ、「むらの憲法」にあたるといえます。

## 2 どうして自治基本条例が必要？

### ◎ 背景

自治体行政は、これまで国が決めた法律や通達などによる全国一律の考え方が判断基準となっていました。平成12年に施行された地方分権一括法により、地域のことは地域で決める時代となりました。

自治体は、それぞれの地域の事情や環境に合わせて自らの判断基準でむらづくりを行うことができるよう、法令等を自主的に解釈し運用するための「基本的な仕組み」をつくる必要性が出てきました。

### ◎ 条例の必要性

こうした背景に対応するため、多くの自治体が、総合計画や行政評価・情報公開・住民参加などを取り入れながら行政運営を行っていますが、これらは法律に細かく規定されておらず、それぞれの自治体が独自の考え方で定めています。

これらの制度を相互に連動させて相乗的な効果を挙げるようにするため、「自治体運営の仕組み」としてまとめた制度とし、更にむら全体で共有するためには条例化する必要があります。

※こうした自治基本条例を制定する動きは、全国的に広がっています。北海道ニセコ町が平成12年に全国で最初に制定して以来、全国で約50の自治体が制定済みであり、青森県内では、旧倉石村が最初に制定し、現在、3自治体が制定しています。

## 3 条例ができると何が変わるの？

住民の皆さんの日常生活が目に見えて変化するわけではありません。

むらを運営するルールをあらためて定めることにより、主に次のような事項が効果として挙げられます。

- ① むらがどのような制度や原則で運営しているか、住民・議会・行政が共通認識を持つことができる。
- ② 村政運営の制度が分かりやすくなり、村政への参加・監視・点検として活用でき、行政活動の質を高めることができる。
- ③ 将来にわたり住民が主役となった自治を進めていくことがあらためて明確になる。

### ◎ 住民にとって

村の根幹的な制度が関連付けて盛り込まれるため、村政運営の制度が分かりやすくなり、政策の透明性が高まり、政策への参加意欲が高まることが期待されます。

### ◎ 村議会にとって

条例に定められたルールに基づいて村政が運営されているかどうか、行政活動を監視するためのツールとして活用でき、政策提言の充実に結びつけることができます。

### ◎ 村長にとって

村の制度が条例に基づき適切に機能しているか点検することにより安定した行政運営を行うことができ、行政の水準を高めることにつながります。

### ◎ 村職員にとって

普段の仕事で踏まえるべき原則などがルール化されるとともに、法令の自主的な解釈・運用や法務能力の向上が求められる、質の高い政策立案につながります。